

徳島県告示第五百五十六号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和七年十月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

1 化学名 N―（二―メチルフェニル）―N―「二―（二―フェニルエチル）ピペリジン―四―イル」プロパンアミド（通称 ortho―Methylfentanyl、o―Methylfentanyl）及びその塩類

2 化学名 ニ―「二―「（四―エトキシフェニル）メチル」―五―メチル―一H―ベンゾ「d」イミダゾール―一―イル」―N・N―ジエチルエタン―一―アミン（通称 五―Methyl etodesnitazene、Etomethazene）及びその塩類

3 化学名 三―「二―（ジメチルアミノ）エチル」―一H―インドール―四―イルⅡプロピオナート（通称 四―Propionide）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和七年十月三十日